

③ へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条2項に「都道府県は、へき地学校に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の考慮を払わなければならない。」とあり、本県としてもへき地学校教職員及び養護教員、事務職員等の配置について特別措置を講じている。

(3) 今後の問題点

① へき地学校の教職員の年齢構成からみて、中堅教員が少ない。このため、中堅教員を計画的にへき地に配置していく必要がある。

また、へき地に勤務する教職員の優遇策や地元の受け入れ体制の整備充実にいっそう努力する必要がある。

② 都市・平地とへき地との人事交流を推進すること。

へき地勤務未経験者を解消するため、これまで計画的に平地、へき地の交流を推進してきたが、なお都市部に未経験者が多い。今後いっそう計画的、広域的交流を推進する必要がある。

③ 施設・設備の充実と学習指導法の改善を図ること。

教育機器の導入、施設、設備、教材教具等の充実及び複式学級教材構成資料（県版）の活用を図り、学習指導法を改善し、教育水準の向上を図る必要がある。

の一層の質的充実を目指し、教育課程の改善充実、生徒指導の充実を図った。

④ 一人一人の児童生徒の個性・能力の望ましい伸長と、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、教育内容の充実と、指導方法の改善に努めた。

ア 学校教育の指導の重点を明確にした。

広報誌「教育福島」で、次のことを課題として明示した。

学校教育指導の重点（2・3月号）・積極的な生徒指導をめざして（6月号）、豊かな人間性をはぐくむ学校教育（8月号）、進路指導の充実（9月号）、学校と家庭の連携を深めた道徳教育推進（12月号）

イ 小学校・中学校教育課程運営改善講習会を開催し、各教科主任等を対象に、各学校が編成した教育課程の検討と運営改善についての研修を行い、学習指導要領の趣旨の徹底と、教科運営の改善、向上に努めた。

ウ 教育課程研究協議会を小・中学校教育研究会との共催で開催し、教育課程実施上の諸問題を研究し、その改善充実を努めた。

エ 各種研究学校（地区）を指定し、指導内容・方法の研究を推進するとともに、その改善に努めた。

⑦ 教育課程研究指定校（小学校3校、中学校2校）

① へき地教育研究指定校（小学校2校）

② 勤労体験的学習研究指定地区（1地区）

③ 勤労生産学習研究指定校（小学校2校、中学校1校）

オ 道徳教育、進路指導の研究学校（地区）を指定し、指導の充実徹底に努めた。

⑦ 道徳教育協同推進地区（1地区）

① 道徳教育学校・家庭連携推進校（小学校1校、中学校1校）

② 進路指導研究指定校（中学校2校）

カ 指導職員の資質向上のため、研修の充実を努めた。

⑦ 指導職員研究協議会（2回）

① 指導職員研修講座（1回）

② 指導課長会（3回）

② 教職員の資質と指導力の向上に努めた。

ア 教職員研修の充実を努めた。

⑦ 幼・小・中新採用教員・事務職員、教職経験者、新任教務主任、教頭（新任、5年経験）、新任校長等研修会の実施

① 中央研修講座への派遣

② 教員海外派遣の実施

③ 教育研究団体に対する援助と指導

④ 長期研修生（内地留学）の派遣

⑤ 公立幼稚園・小・中・養護学校教職員研究論文の募集

⑥ 自主的研究グループへの援助

⑦ 英語指導主事助手の学校訪問指導

③ へき地教育、幼児教育の振興に努めた。

ア 複式学級担任、免許外教科担任教員の研修の充実を努めた。

⑦ 中学校免許外教科担任教員研修会

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

第3次福島県長期総合教育計画の第1期実施計画の初年度に当たり、「未来をひらく 心豊かな たくましい人間」の育成を目指し、教育課程及び学習指導要領の趣旨に基づき、学校生活にゆとりと充実を実現し、児童生徒の自己教育力の育成並びに、個性や能力の伸長等を十分配慮した創造的な教育活動の展開を図った。

(2) 指導組織

義務教育課指導担当主幹、主任指導主事ほか11名の指導主事と、各教育事務所指導課長、指導主事、各市・町教育委員会指導主事及び指導委員によって、幼稚園、小学校、中学校の指導に当たった。

| 教育事務所 指導区分 | 県北 | 県中 | 県南 | 会津 | 南会津 | 相双 | いわき |
|-----------------------|----|----|----|----|-----|----|-----|
| 指導主事数 (指導課長を含む) | 8 | 9 | 7 | 9 | 5 | 7 | 8 |
| 市・町教育委員会 指導主事数 | 10 | 11 | 2 | 4 | 0 | 2 | 3 |
| 教科等指導委員数 (養護教育を含む) | 7 | 7 | 8 | 7 | 10 | 8 | 7 |
| 生徒指導委員数 | 3 | 4 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 学校体育指導委員数 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |

(3) 学校教育指導の重点

現行学習指導要領が実施されてから、小・中学校において、それぞれ6年目、5年目を迎えた本年度は、教育活動